

住宅ローンを利用してマイホームを新築または増改築したときには、一定の要件のもとに居住の用に供したとき以後10年間（平成13年7月から平成17年12月までに居住した場合）住宅借入金等特別控除を受けることができます。

住宅借入金等特別控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。

なお、サラリーマンの方は、1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整で控除が受けられる仕組みになっています。住宅借入金等特別控除についてお分かりにならないことや、詳しくお知りになりたいことやありましたら、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽におたずねください。

【問い合わせ先】
大隅税務署

TEL 099 4182-0007

鹿児島税務相談室

TEL 099 1255-8118

平成18年度小学校入学児童の就学時健康診断について

平成18年度に小学校に入学する児童の健康診断を次の日程で行います。先般、送付しました『就学時健康診断のお知らせ』を当日ご持参ください。

（平成18年度新入学児）大崎町に居住し、平成11年4月2日から平成12年4月1日生まれの児童

就学時健康診断日程表

入学する学校名	健診場所	実施月日	開始時刻
野方小学校	野方小学校	10月21日（金）	受付 午後1時30分 ～1時55分 健診 午後2時～
立小野小学校			
菱田小学校	菱田小学校	10月24日（月）	
大丸小学校	大丸小学校	10月25日（火）	
中沖小学校	中沖小学校	10月25日（火）	
大崎小学校	大崎小学校	10月27日（木）	
持留小学校	持留小学校	10月28日（金）	

【問い合わせ先】大崎町教育委員会 TEL 76 - 1111（内線401）

10月は『土地月間』です！

平成17年度標語『土地と共に 豊かな社会』

一定面積以上の土地を取得した場合には、役場への届出が必要です

国土利用計画法では、地価の安定と国土の適正な利用を図るため、大規模な土地取引について届出制をもうけています。

この法律により、一定の面積以上の土地取引をしたときは、土地の所在する市町村役場を経由し、都道府県知事に届け出なければなりません。

届出者 土地の権利取得者（買った人、交換した人、賃借権を設定した人など）

届出対象取引 ①都市計画区域 5,000平方メートル

②都市計画区域外 10,000平方メートル

※ただし、個々の取引面積が小さくても、合計すると一定の面積以上になる一団の土地取引では、届け出が必要です。

届出期限 契約締結の日から2週間以内（※移転登記の日ではありません）

提出書類 ①届出書（役場にあります） ②契約書等の写し ③位置図（5万分の1以上）

④地形図（住宅地図5千分の1以上） ⑤その他必要と認められる書類

※契約締結の日から2週間以内に届け出をしなかったり、偽りの届け出をしたりすると、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがありますので、ご注意ください。

詳しいことについては、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】大崎町役場 まちづくり推進室 TEL 76 - 1111（内線281）